ASBJ

第 580 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-6
日付	2026 年 6 月 29 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 578 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 578 回企業会計基準委員会（2026 年 6 月 10 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融保証契約の取扱いに関する意見）

2. コメント対応表 2.14）について、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」BC137 項をコメント対応案に記載することに同意する。金融保証契約と金融保証契約に該当しない保証契約との区別については、実務上の課題として解決していく部分であると考えられる。また、クレジット・デリバティブに関する記載についても適切な対応であると考えられる。

（簡素化された予想信用損失の算定方法に関する意見）

3. コメント対応表 3-1.30）③について、簡素化された予想信用損失の算定方法から原則的な方法に変更した際、遡及適用を不要とする選択肢を設けることは適切と考える。一方、当該選択肢を設けるにあたり、コメント対応案では適用初年度の経過措置を参照しているが、これは我が国の会計基準において例外的な対応であると考えている。ここで、制度上の安定性の観点からは、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」における会計方針の変更を会計上の見積もりの変更と区別することが困難な場合の限定列挙に加える方法や、遡及適用が実務上不可能な場合とみなす又は推定するという方法が考えられる。この点、検討の経緯があれば確認したい。

（予想信用損失の算定における割引率に関する意見）

4. コメント対応表 3-2.15）について、コメント対応案の修正により移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」における実効金利の定めとの整合性が図られ、理解しやすくなったと考えられる。

（より簡素化された予想信用損失の算定方法に関する意見）

5. コメント対応表 3-2.58）について、今後個別審議予定であるとされているが、公開草案をもとに適用の準備を進めている会社にとっては比較的重要度が高い項目であると考えている。

以　上